

市川市
循環型社会形成推進地域計画
(第2次計画)

市川市

令和元年11月26日 策定

令和2年12月 1日 変更報告

令和3年11月30日 変更報告

令和4年11月30日 変更報告

目 次

1	地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項	1
(1)	対象地域	1
(2)	計画期間	1
(3)	基本的な方向	1
(4)	広域化の検討状況	2
(5)	プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容	2
2	循環型社会形成推進のための現状と目標	3
(1)	一般廃棄物等の処理の現状	3
(2)	生活排水処理の現状	4
(3)	一般廃棄物等の処理の目標	5
(4)	生活排水処理の目標	6
3	施策の内容	7
(1)	発生抑制・再使用の推進	7
(2)	処理体制	10
(3)	処理施設の整備	12
(4)	施設整備に係る計画支援に関するもの	13
(5)	その他の施策	14
4	計画のフォローアップと事後評価	15
(1)	計画のフォローアップ	15
(2)	事後評価及び計画の見直し	15

【添付書類】

添付資料 1	対象地域図	資料-1
添付資料 2	現有施設と予定施設	資料-2
添付資料 3	人口、事業所、ごみ量等の推移	資料-3
添付資料 4	現有施設の概要	資料-6
様式 1	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 1	資料-7
様式 2	循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表 2	資料-10
参考資料様式 1	施設概要（マテリアルリサイクル施設系）	資料-11
参考資料様式 2	施設概要（エネルギー回収施設系）	資料-12
参考資料様式 7	施設概要（浄化槽系）	資料-13
参考資料様式 7	補足資料 内訳表（浄化槽系）	資料-14
参考資料様式 8	計画支援概要	資料-16

1 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

(1) 対象地域

構成市町村名	市川市
面積	56.39k m ²
人口	490,145 人（令和元年 9 月 30 日現在）

(2) 計画期間

本計画は、平成 27 年度から令和元年度までの第 1 次計画期間に続き、令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 5 年間で第 2 次計画期間として設定するものである。

なお、目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえ、必要な場合には計画を見直すものとする。

(3) 基本的な方向

①一般廃棄物等の処理

市川市（以下、「本市」という。）は、江戸川を隔てて東京都と隣接しながらも、緑地と水辺の自然環境に恵まれた地域であり、また、曾谷貝塚や下総国府・国分寺などの史跡が点在し、歴史と文化のまちとして発展してきた。一方、人口増加に伴って増大するごみの問題には、迅速かつ適正な処理のため、生活系ごみの 12 分別収集の導入、マイバック運動の展開など様々な取り組みを行ってきた。

本市のごみ処理を行っている市川市クリーンセンターは、処理能力 600 t / 日のごみ焼却処理施設並びに 75 t / 5 h の不燃・粗大ごみ処理施設の複合型ごみ処理施設として、平成 6 年から稼働している。その後、公害防止機能の向上を図るため、平成 12 年度～平成 13 年度に掛けて排ガス処理設備を中心に大規模な改修工事を行った。

当初の予定では、平成 25 年度までに建替えを行う計画だったが、本市の財政状況やストックマネジメントの観点から再検討を行い、平成 22 年度～25 年度に掛けて、老朽化した施設の基幹設備を交換・改修を実施、延命化に取り組んだ。

本市は、最終処分場を自区域内に持たないため、市外の民間最終処分場に依存していることや、クリーンセンターが老朽化していることが課題である。全国的に最終処分場の残余量が減少する中で、処分先の確保は引き続き厳しい状況となることから、今後も最終処分量削減のため、さらなるごみの減量と資源化に向けた施策を進め、循環型社会にふさわしい廃棄物リサイクル・処理システムの構築を図るとともに、次期市川市クリーンセンター施設整備事業を推進していく。

②生活排水の処理

本市では、東京都との境となる江戸川と旧江戸川が市の西端を流れ、真間川、大柏川及び春木川等の小河川が、多くの市民が日常生活を営んでいる市街地の中を流下し、江戸川や東京湾へ注いでいる。市内の河川をはじめ東京湾を含めた公共用水域の水質保全への取り組みが強く求められており、水質保全や公衆衛生の確保という側面にとどまらず、地域における生物多様性の確保や市民が親しめる水辺を取り戻していく観点からも、生活排水の適正な処理が極めて重要な問題となっている。

生活排水対策として、水の適正利用に関する普及啓発とともに、合併浄化槽の設置を促進する。

(4) ごみ処理の広域化・施設の集約化の検討状況

本市では、北部に松戸市、南西部に浦安市、東部に船橋市、西部には江戸川を挟んで東京都とそれぞれ隣接している。本市と千葉市、船橋市、松戸市、柏市、習志野市、市原市の7市では清掃行政が抱える諸問題等について情報を共有化し、その解決に繋げるため「七市清掃協議会」を組織しているほか、近隣自治体とは個別に協議を行っている。

今後とも、本協議会及び近隣自治体において広域処理の可能性について調査検討を行っていくものとする。

(5) プラスチック資源の分別収集及び再商品化に係る実施内容

本市では、ペットボトルを含むプラスチック製容器包装類を分別収集し、再資源化している。プラスチック使用製品については、当面の間は燃やすごみとしての処理を継続するが、さらなるごみの減量・資源化のため、収集品目や収集方法、受け入れ先等を今後検討していく。

2 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成 30 年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図 1 のとおりである。

市川市クリーンセンターでは、施設内で発生する蒸気を、併設する余熱利用施設（クリーンスパ市川）のプール・暖房等の熱源として利用している。また、発生した蒸気をタービンに送って発電し、センター内の施設を動かす電力や隣接する余熱利用施設へ供給して利用している他、余剰電力は電気事業者に売電している。

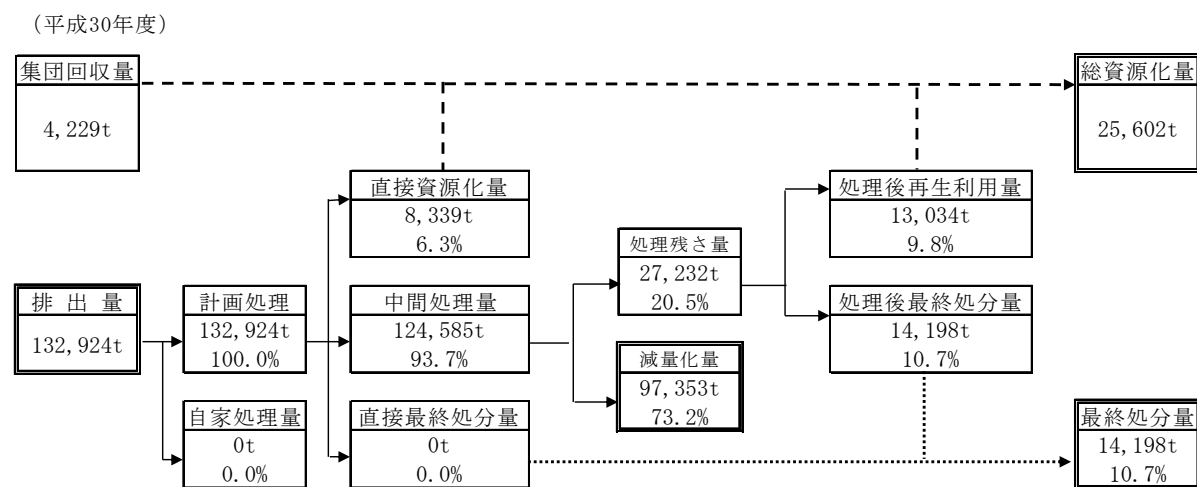


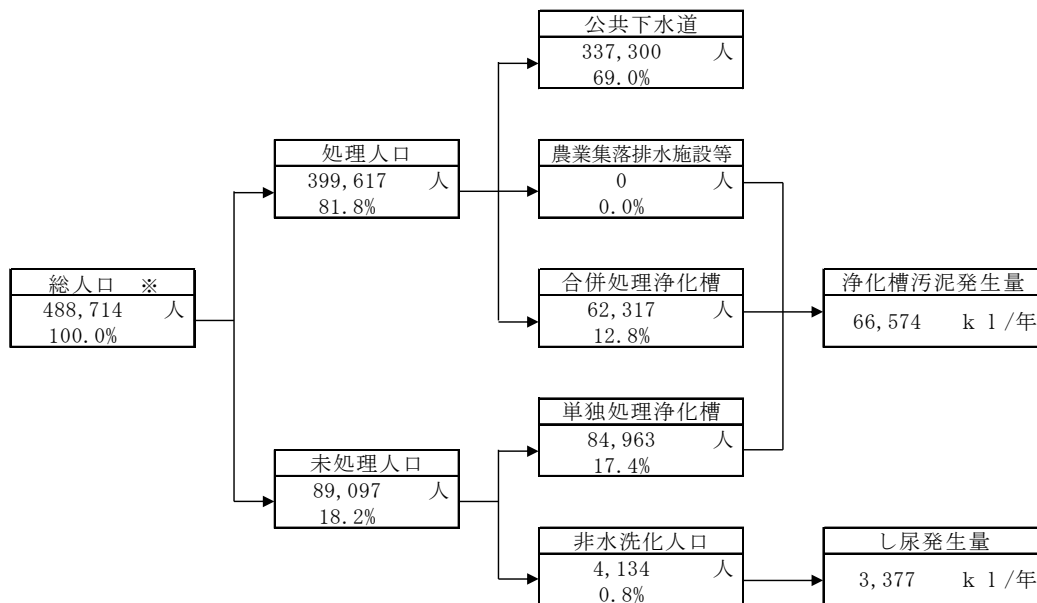
図 1 一般廃棄物の処理状況フロー（平成 30 年度）

(2) 生活排水処理の現状

平成 30 年度の生活排水の処理状況及びし尿・汚泥等の排出量は図 2 のとおりである。

生活排水処理対象人口は、全体で 488,714 人（平成 30 年度末現在）であり、汚水衛生処理人口は 399,617 人、汚水衛生処理率は 81.8% である。

し尿発生量は 3,377k1/年、浄化槽汚泥発生量は 66,574 k1/年であり、処理・処分量は 69,951k1/年である。



※ 平成30年度末現在の人口

図 2 生活排水の処理状況フロー（平成 30 年度）

(3) 一般廃棄物等の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組んでいくものとする。

表1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指 標		現状（割合※1） （平成30年度）	目標（割合※1） （令和7年度）
排 出 量	事業系 総排出量	32,715 トン	31,374 トン (-4.1%)
	1事業所当たりの排出量※2	2.8 トン/事業所	2.7 トン/事業 (-3.6%)
	生活系 総排出量	100,209 トン	94,515 トン (-5.7%)
	1人当たりの排出量※3	170.1 kg/人	147.3 kg/人 (-13.4%)
合 計 事業系生活系排出量合計		132,924 トン	125,889 トン (-5.3%)
再生利用量	直接資源化量	8,339 トン (6.3%)	11,547 トン (9.2%)
	総資源化量※4	25,602 トン (18.7%)	35,125 トン (27.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 (年間の発電電力量及び熱利用量)	45,987 MWh ・ 24,501 GJ	42,388 MWh ・ 24,501 GJ
最終処分量	埋立最終処分量	14,198 トン (10.7%)	7,920 トン (6.3%)

※1 排出量は現状に対する増減割合、直接資源化量・埋立最終処分量は排出量に対する割合、総資源化量は排出量+集団回収量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = { (事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量) } / (事業所数)
平成30年度事業所数は、平成21、24、26、28年度の事業所数（経済センサス）を基に直線回帰により算出
事業所数；平成30年度：11,536事業所、令和7年度：11,536事業所（最新の平成30年度事業所数と同数と仮定）

※3 (1人当たりの排出量) = { (生活系ごみの総排出量) - (生活系ごみの資源ごみ量) } / (人口)
計画収集人口（10月1日現在）；平成30年度：492,752人、令和7年度：495,016人

※4 総資源化量は集団回収量を含む

《用語の定義》

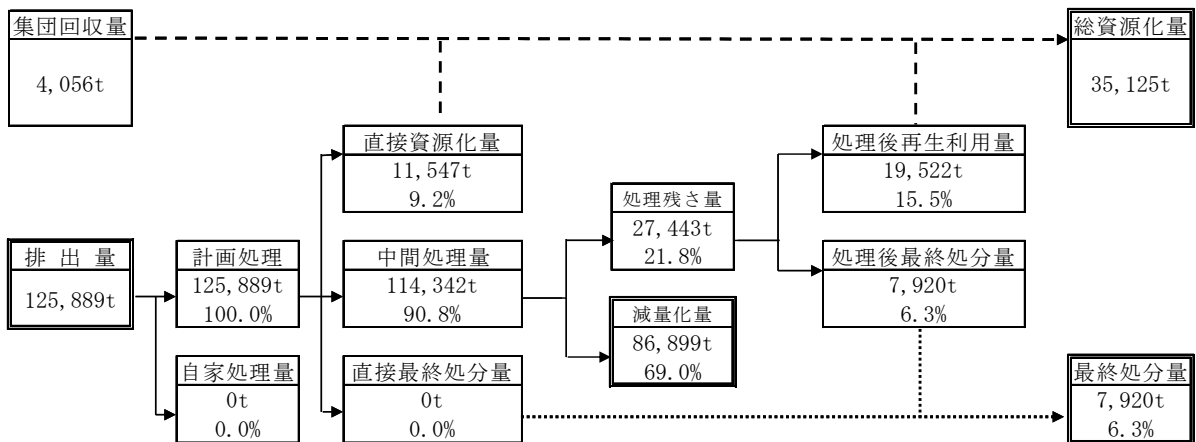
排 出 量：事業系ごみ、生活系ごみを問わず、出されたごみの量（集団回収されたごみを除く。）[単位：トン]

総資源化量：集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和[単位：トン]

エネルギー回収量：エネルギー回収施設において発電された年間の発電電力量[単位：MWh]及び熱利用量[単位：GJ]

最終処分量：埋立処分された量[単位：トン]

(令和7年度)



※端数処理により割合・合計が合わない場合がある。

図3 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー（令和7年度）

(4) 生活排水処理の目標

生活排水処理については、表2に掲げる目標のとおり、公共下水道、合併処理浄化槽等の整備を進めていくものとする。

表2 生活排水処理に関する現状と目標

区 分		平成30年度実績	令和7年度目標
処理形態別人口※1	公共下水道人口	337,300人 (69.0%)	401,200人 (82.5%)
	農業集落排水施設等人口	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)
	合併処理浄化槽人口	62,317人 (12.8%)	35,800人 (7.4%)
	未処理人口	89,097人 (18.2%)	49,500人 (10.2%)
	合 計	488,714人 (100.0%)	486,500人 (100.0%)
し尿・汚泥の量	くみ取りし尿量	3,377 k l	2,514 k l
	浄化槽汚泥量	66,574 k l	33,473 k l
	合 計	69,951 k l	35,987 k l

※1 各年度末現在の市川市の人口

3 施策の内容

(1) 発生抑制・再使用の推進

ア 分別の徹底に向けた広報・啓発の強化

燃やすごみに含まれる資源化可能なプラスチック製容器包装類、紙類及び布類の分別排出により燃やすごみを削減し、分別の徹底に向けた広報・啓発を強化する。

○市民の意見を反映した分かりやすい広報の充実

問い合わせの多い品目について清掃広報紙「じゅんかんニュース」や、ごみ分別スマートフォンアプリなどにより、市民にわかりやすく分別ルールを周知啓発する。

○地域における顔の見える啓発活動の推進

自治会や集合住宅等を対象にした出前説明会を開催し、分別方法の実演やDVD上映などを行い地域における顔の見える啓発活動を強化する。

○転入者への分別方法の周知

転入者向けの情報周知の方法を工夫・改善し、分別方法に関する情報の周知を図る。

○環境学習の推進

市民のごみの減量・資源化への意識を高めるため、リサイクル施設見学ツアーの開催、次代を担う子どもたちへは、ごみ問題への正しい理解を持ってもらうために、幼稚園・保育園・小学校への出前授業などにより、学習の機会の確保を図る。

イ 生ごみの減量

家庭から出る燃やすごみの組成の約4割を占める生ごみを削減するため、食べ残し等食品ロス削減、水切りや堆肥化の促進など、家庭でできる生ごみの減量対策を進める。

○食品ロスの削減

食品や食材を無駄に廃棄することのないよう、フードドライブ等イベントの実施や学校での食品ロス学習の実施など食品ロスの削減対策を進める。

○生ごみの水切りの促進

生ごみの腐敗・悪臭の抑制、ごみ焼却時の燃焼効率の向上など、水切りによる効果や水切りの方法について広報等を通して啓発し、生ごみの水切り運動を促進する。

○生ごみの堆肥化の促進

現在市では、生ごみ堆肥化・減容化容器購入費の補助を行い、家庭でできるごみ減量・資源化促進に向けた意識の醸成を図っている。今後も、生ごみの堆肥化・減容化の普及に努め、各家庭における生ごみの減量対策を行う。

ウ リユースの促進

リユース文化の普及・啓発やリユースショップの活用により、リサイクルよりも取り組みの優先順位の高いリユースの促進を図る。

○リユースショップ等の活用

リユースを積極的に促進するためにリユースショップ活用パンフレットによる情報発信や、スマートフォンアプリ等を利用し、フリーマーケットや不用品の情報提供を行う。

エ 経済的手法の活用

ごみ処理に対する意識改革を図り、ごみの減量と分別を促進するとともに、排出量に応じた負担の公平性を高めていくため、生活系ごみの有料化導入に向けた検討を行う。

○有料化制度の導入

さらなるごみの減量・資源化を図るため、平成27年7月から生活系ごみの有料化、戸別収集の導入及びごみ収集回数の削減の3つのプランの検討を開始し、市民説明会、意見交換会及び出前説明会を約50回開催したほか、市民アンケートを実施した。

市民の意見等を踏まえ、平成29年4月からごみ収集回数の削減及び広報・啓発の強化を先行して実施し、生活系ごみの減量を進めているが、今後も引き続き有料化制度の導入に向けた検討を行う。

なお、制度導入については、次期クリーンセンターの稼働時期を念頭に、今後のごみ排出量の推移や社会情勢等を総合的に勘案したうえで判断する。

オ レジ袋の削減・簡易包装等の促進

市民や事業者がごみの発生抑制に取り組むきっかけとなるよう、ごみ減量化・資源化協力店制度やマイバッグ運動の実施及び促進を行う。

○ごみ減量化・資源化協力店制度

消費者である市民と商品の販売を通じて最も密接な関わりを持つ販売店を対象として、ごみの減量及び資源化を推進するため、平成3年10月1日から市民・販売店・市の三者が一体となったごみ減量化・資源化協力店制度を実施し、商品の簡易包装の促進、使い捨て製品の取扱い減少、マイバッグ運動など様々な工夫を行っている。

ごみ減量化・資源化協力店数は平成30年度末現在で114店舗であり、今後もより多くの販売店の加入を目指す。

カ 資源回収の拡大

資源ごみの分別の徹底や集団資源回収の促進などにより資源ごみ回収事業を拡大し、ごみの減量及び資源有効利用を推進する。

○小型家電リサイクルの推進

使用済み小型家電のうち比較的高品位で小型軽量の品目については、公共施設における拠点回収（ボックス回収）を継続、広報やイベント回収の実施を通じて市民への周知を図り回収量の拡大を目指すとともに、障がい者就労施設等と連携したリサイクル事業の推進を図る。

また、燃やさないごみや大型ごみとして排出された使用済み小型家電のピックアップ回収についても、回収量の拡大を目指す。

○新たな資源化品目の検討・実施

新たな資源化品目として、平成14年10月からスタートした生活系ごみの12分別収集に加え、令和元年7月から可燃ごみ剪定枝の分別収集を開始し、可燃ごみ減量を進めている。今後は、家庭から排出される燃やすごみの約4割を占める生ごみの再資源化の可能性も検討していく。

○集団資源回収の促進

資源回収への市民の自主的な行動を促進し資源回収量の増加や回収効率の向上を図るため、自治会や学校PTA等の資源回収団体及び資源回収業者への奨励金の交付等を通じて、集団資源回収を促進する。

キ 事業系ごみの減量・資源化対策

ごみ減量・資源化に関する排出事業者責任の徹底を図るため、事業系ごみの減量・資源化対策を進める。

○排出事業者に対する広報・啓発・指導の強化

市川市廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関する条例に基づくごみの減量・資源化の指導の強化や、ごみの減量・資源化方策についての情報提供等の支援を通じて、事業者の自己管理によるごみ減量・資源化を促進する。

○小規模事業所における分別・資源化の誘導・支援

小規模事業所から排出されたクリーンセンターへ搬入される事業系ごみの中に含まれるダンボール・ビン・缶等の資源物を別回収し、資源化を推進する。

ク 生活排水対策

公共水域の水質汚染負荷防止の観点から、公共下水道の整備や排水の合併処理を促進していくとともに、市民・事業者にも水環境の改善に関する情報提供を行う。

○公共下水道の整備の推進

流域関連公共下水道事業及び単独公共下水道事業の実施により、下水道の整備を進めるとともに、下水道が整備された地区内の建物の公共下水道への接続を促進する。

○合併処理浄化槽の普及促進

単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進し、合併処理浄化槽の普及・啓発を進める。

○水環境保全等に関する広報・啓発活動の推進

広報紙・ホームページを活用した情報発信や施設見学会の開催等を通じて、水環境の現状や生活排水処理の重要性についての、広報・啓発活動を推進する。

(2) 処理体制

ア 生活系ごみの処理体制の現状と今後

分別区分及び処理方法については、表3のとおりである。

市が収集したごみのうち、燃やすごみ、燃やさないごみ、大型ごみ及び有害ごみは市川市クリーンセンターへ、ビン・カン、プラスチック製容器包装類（ペットボトルを含む）は民間の中間処理施設へ、紙類・布類は紙間屋へ、剪定枝は資源化処理施設へそれぞれ搬入されている。また、資源物については、公共施設等における拠点回収及び市民の自主的な集団資源回収によって、回収されている。なお、引越し等において一時的に多量に発生するごみは、排出者が自ら市川市クリーンセンターに搬入するか、市長が許可した収集運搬許可業者に委託して処理している。

今後は、さらなるごみ処理量の削減及び資源化を図るとともに、効率的な処理に向けた分別区分や処理体制等について検討を行う。また、処理体制等の検討に合わせて、市川市クリーンセンターの整備の方向性についても検討していく。

イ 事業系一般廃棄物の処理体制の現状と今後

現在、事業系一般廃棄物は、事業者自らの責任において、市川市クリーンセンターへ自己搬入するか、収集運搬許可業者に委託して市川市クリーンセンター又は民間の処理施設（資源化施設）に搬入しており、市川市クリーンセンターへ搬入する際は、処理手数料として10kgにつき220円（消費税相当額を含む）を徴収している。

市川市クリーンセンターへ搬入される事業系一般廃棄物には容易に分別可能な古紙等が含まれていることから、今後は、収集運搬許可業者や資源回収業者と連携して事業系一般廃棄物の減量・資源化方法に関する情報を周知し排出事業者の意識の向上を図っていくとともに、搬入物展開検査を継続し、分別状況の悪い排出事業者や収集運搬許可業者への改善指導及び資源化可能な古紙等の搬入規制を強化していく。

また、事業系の燃やすごみの約4割を占める生ごみの資源化を推進するため、資源化施設による処理体制を検討するとともに、食品リサイクル法の再生利用等実施率の目標達成に向けて、食品関連事業者に対して生ごみの発生抑制・再生利用についての周知・啓発を進めていく。

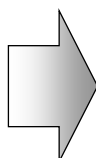
ウ 生活排水処理の現状と今後

本市における生活排水の処理は、し尿と生活雑排水を併せて処理する公共下水道への接続又は合併処理浄化槽による処理、し尿のみを処理する単独処理浄化槽による処理、並びにし尿くみ取りによる処理の4つの方法で行われている。

生活排水処理については、公共下水道の整備及び公共下水道への接続を促進するとともに、単独処理浄化槽からの転換を含めた合併処理浄化槽の設置を促進する。

表3 生活系ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現 状 (平成30年度)			今 後 (令和7年度)						
市川市			市川市						
分別区分	処理方法	処理施設等	分別区分	処理方法	処理施設等				
					一次処理	二次処理			
燃やすごみ	焼却	市川市クリーンセンター	燃やすごみ	焼却 (熱回収)	発電	市川市 クリーン センター	焼却灰 千葉県富津市 外(埋立)(資 源化)		
大型ごみ	焼却 破碎 選別		大型ごみ	焼却 破碎 選別			不燃残渣 千葉県富津市 外(埋立)		
燃やさないごみ	破碎 選別		燃やさないごみ	破碎 選別			鉄・アルミ等 (資源化)		
ビン	資源化	民間処理施設 (委託)	ビン	リ サ イ ク ル	選別・ 売却等	民間処理施設 (委託)			
カン			選別・ 売却						
剪定枝			再資源化						
紙パック		再資源化事業者	紙パック		売却	再資源化 事業者			
新聞			売却						
雑誌			売却						
段ボール			売却						
布類			売却						
小型家電 (拠点回収)			認定事業者等		小型家電 (拠点回収)		再資源化	民間処理施設 (委託)	
プラスチック製 容器包装類			民間処理施設 (委託)		プラスチック製 容器包装類		選別・圧 縮梱包	民間処理施設 (委託)	
有害ごみ	民間処理施設 (委託)	有害ごみ	再資源化	民間処理施設 (委託)					



(3) 処理施設等の整備

ア 廃棄物処理施設

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表4のとおり必要な施設整備を行う。

表4 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類 施設名	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間 (全体事業期間)	国土強靱化
1	マテリアルリサイクル推進施設 (仮称) 市川市次期クリーンセン ター	マテリアルリサイ クル推進施設整備 事業	21 t / 日	市川市田尻1003番1 (市有地)	R6 (R6~R11)	市川市国土 強靱化地域 計画
2	エネルギー回収型廃棄物処理施設 (仮称) 市川市次期クリーンセン ター	エネルギー回収型 廃棄物処理施設整 備事業	396 t / 日	市川市田尻1003番1 (市有地)	R6 (R6~R11)	市川市国土 強靱化地域 計画

(整備理由)

事業番号1 既存施設の老朽化、資源化促進、最終処分量削減

事業番号2 既存施設の老朽化、資源化促進、最終処分量削減、エネルギー高効率回収

イ 合併処理浄化槽の整備

合併処理浄化槽の整備については、表5のとおり行う。

表5 合併処理浄化槽への移行計画

事業名	直近の整備済基数 (平成30年度) (基)	整備計画基数 (基)	整備計画人口 (人)	事業期間	国土強靱化
浄化槽設置整備事業	3,306	35	175	R2~R6	—

(4) 施設整備に係る計画支援事業

(3)の施設整備に先立ち、表6のとおり計画支援事業を行う。

表6 実施する計画支援事業

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
1	(仮称)市川市次期クリーンセンター(マテリアルリサイクル推進施設)整備 (事業番号1)に係る整備運営事業者選定支援事業	事業者選定アドバイザー	R4～R6
2	(仮称)市川市次期クリーンセンター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)整備 (事業番号2)に係る整備運営事業者選定支援事業		

(5) その他の施策

その他、地域の循環型社会を形成する上で、次の施策を実施していく。

ア 焼却灰の再資源化の推進

本市は最終処分場を有しておらず、ごみの焼却灰などの残さの処分を市外の民間処理施設へ委託しており、本市のごみ処理は、処分先の最終処分場が立地する市町村の理解のもとに成り立っている。

そのため、継続的なごみ減量努力が強く求められる立場にあり、徹底したごみの減量と資源化を進めていくことはもちろんのこと、最終処分への依存を低減するために、民間事業者の資源化施設を活用した再資源化を推進する。

イ 不法投棄対策

不法投棄・ポイ捨ての多発場所への看板の設置、巡回パトロールなどを継続するとともに、市民事業者に対する環境保全意識の啓発に努める。

併せて、市民・事業者・市が一体となった不法投棄・ポイ捨て防止体制の整備に努める。

ウ 災害時の廃棄物処理に関する事項

本市は、平成 30 年 11 月「市川市災害廃棄物処理計画」を策定し、災害等で排出される大量のごみを円滑に処理するため、組織・協力体制、発生後の処理体制等、基本的な事項を定めた。

今後は、計画の実効性の向上と実施体制の強化とともに、廃棄物の広域的な処理についても、平常時から近隣市等の関係機関と連携し、被災時における廃棄物処理体制の構築に努めていく。

4 計画のフォローアップと事後評価

(1) 計画のフォローアップ

本市は、毎年、計画の進捗状況を把握し、その結果を公表するとともに、必要に応じて千葉県及び国と意見交換しつつ、計画の進捗状況を勘案し、計画の見直しを行う。

(2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、処理状況の把握を行い、その結果が取りまとまった時点で、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、評価の結果を公表するとともに、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

添 付 書 類

添付資料 1 対象地域図

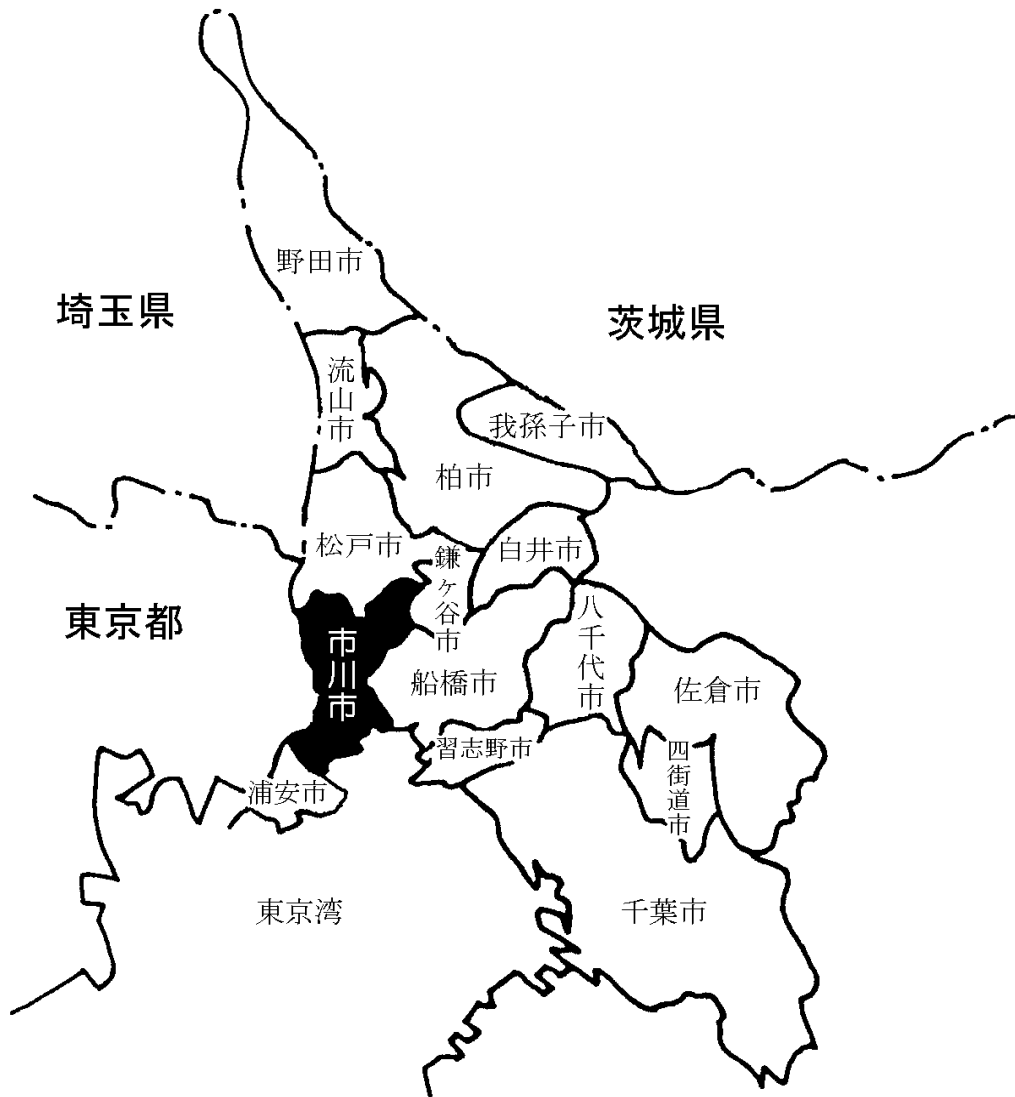


図 1-1 対象地域図

添付資料2 現有施設と予定施設

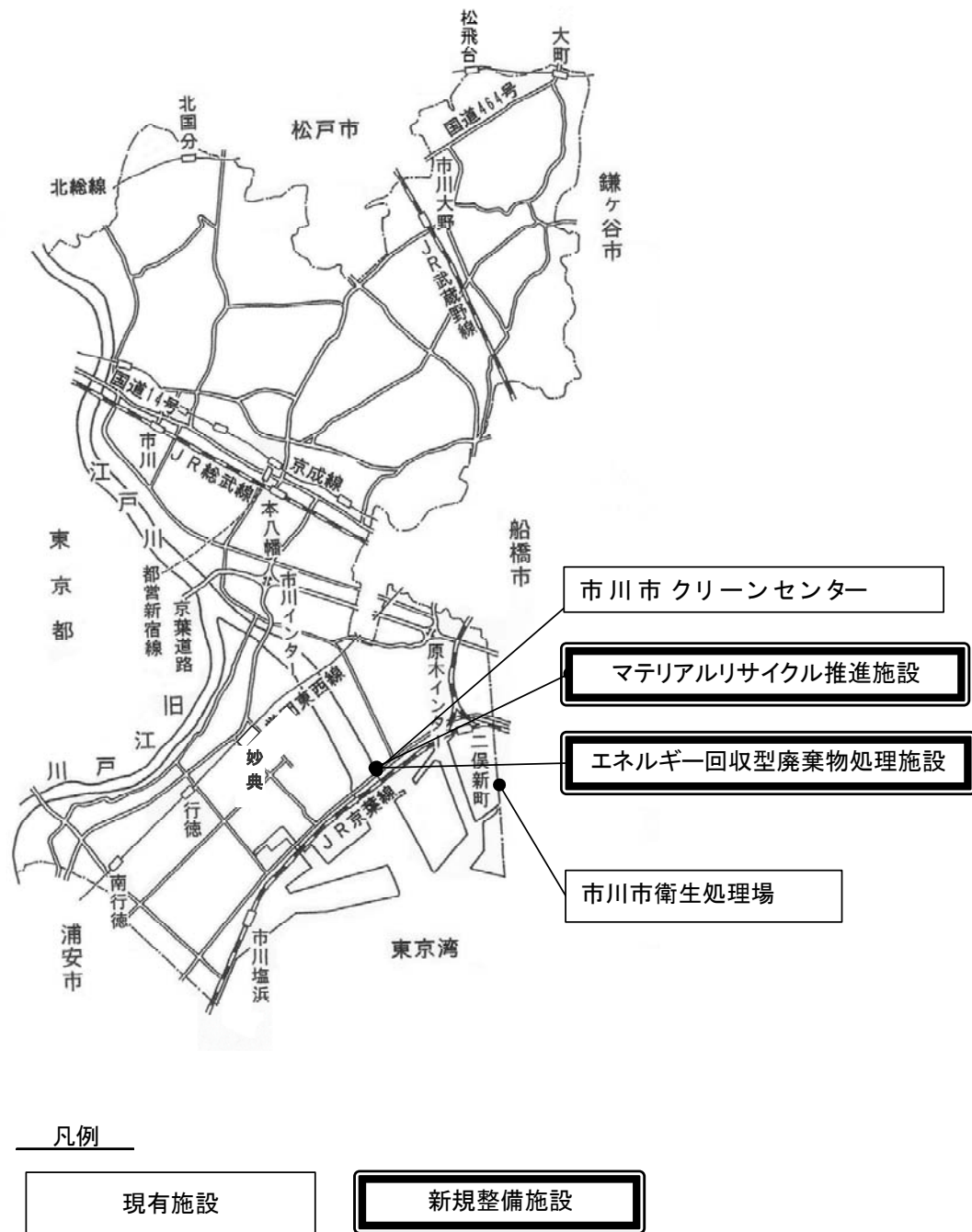


図 2-1 現有施設と予定施設

添付資料3 人口、事業所、ごみ量等の推移

図 3-1 人口の推移 ※各年度 10 月 1 日現在の人口

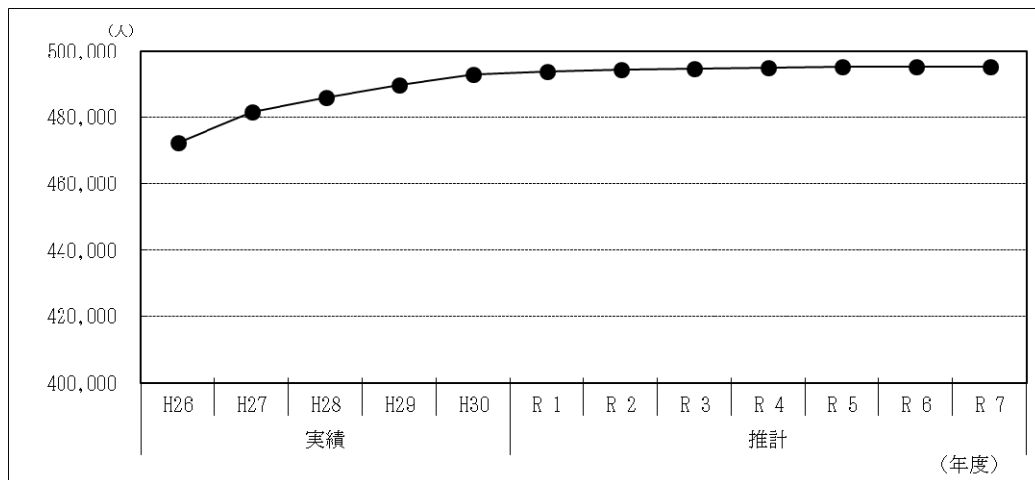


図 3-2 ごみ排出量及びごみ排出量原単位の推移

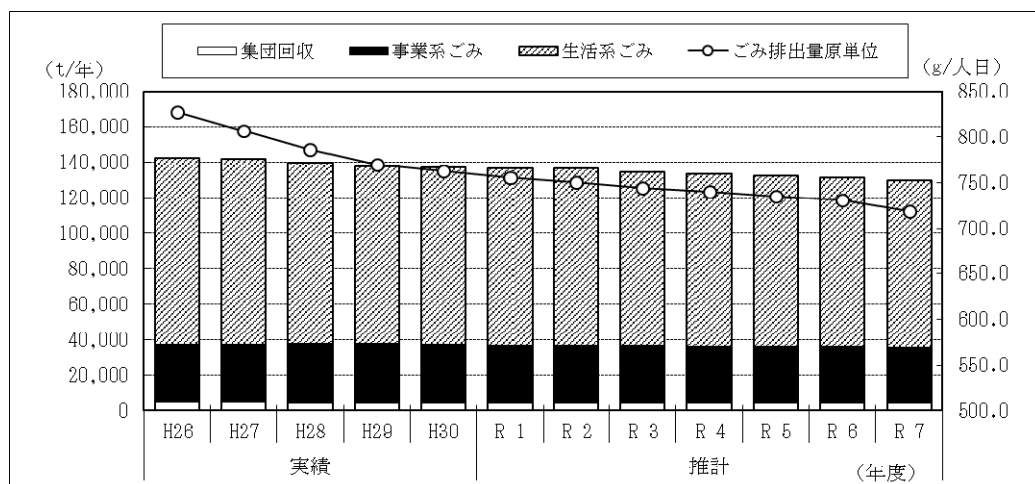


図 3-3 総資源化量

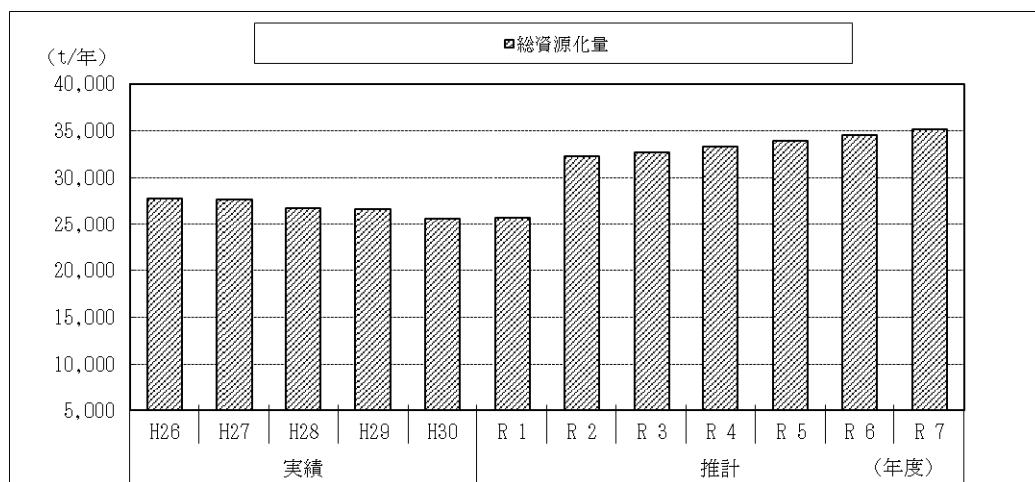


図 3-4 事業所数の推移

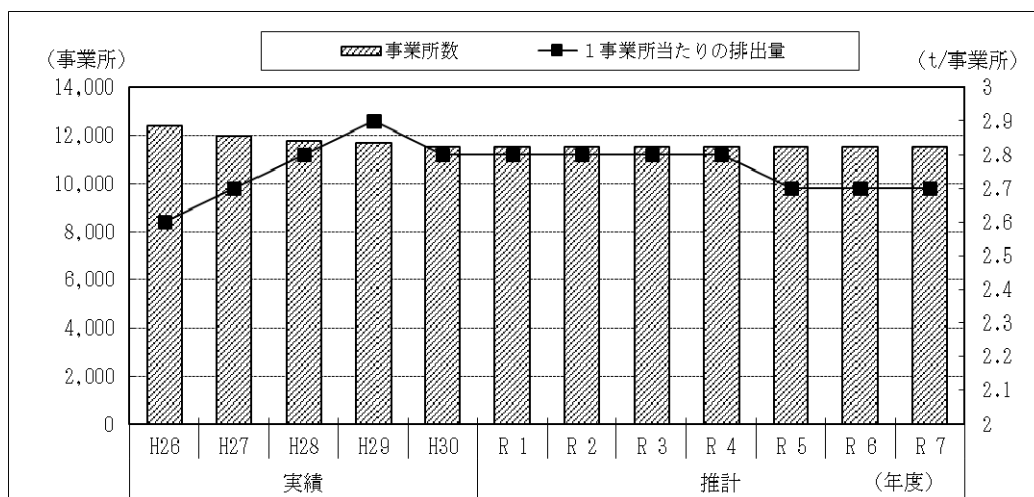


図 3-5 発電量の推移

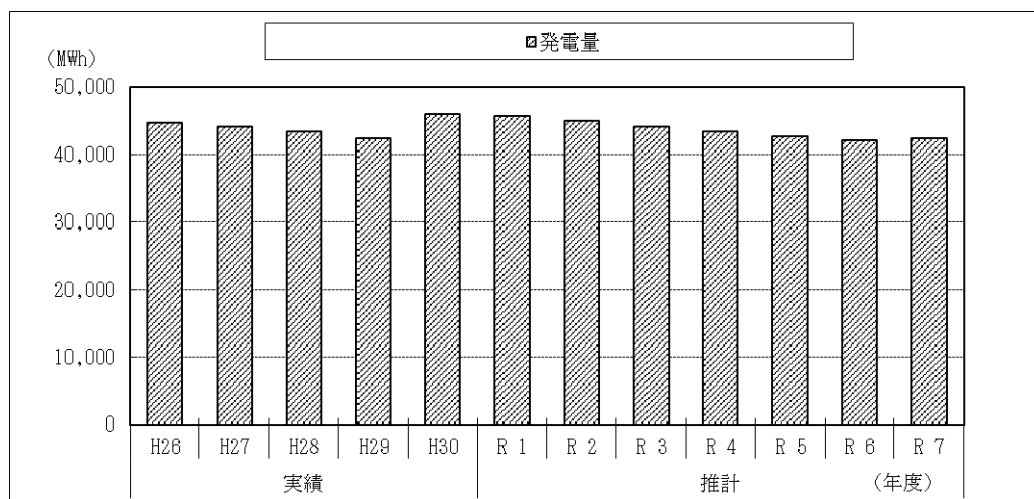


図 3-6 熱利用量の推移

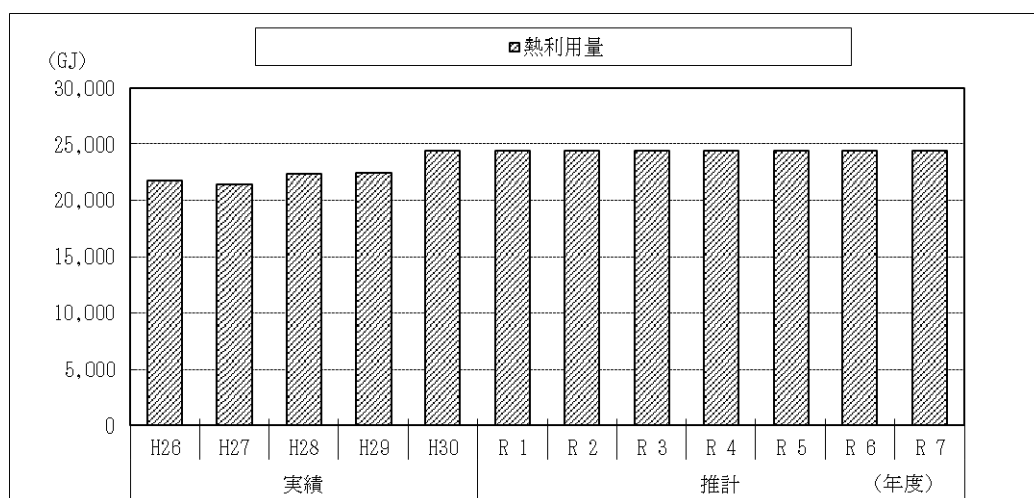
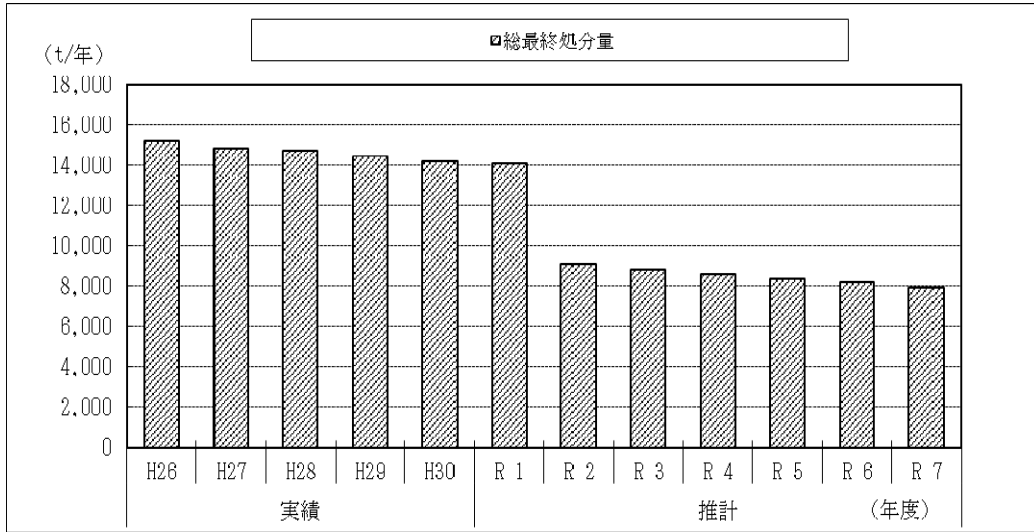


図 3-7 最終処分量の推移



添付資料4 現有処理施設の概要

表 4-1 現有処理施設の概要

施設名	市川市 クリーンセンター	市川市 クリーンセンター	市川市衛生処理場
種類	ごみ処理施設 (ごみ焼却処理施設)	ごみ処理施設 (不燃・粗大ごみ処理施設)	し尿処理施設
所在地	市川市田尻1003番地	市川市田尻1003番地	市川市二俣新町15番地
対象物	可燃ごみ・可燃残渣	不燃ごみ・不燃残渣 粗大ごみ	し尿及び浄化槽汚泥
処理方式 または 埋立方式	全連続燃焼式ストーカ炉	衝撃剪断併用回転式	膜分離高負荷脱窒素方式
処理能力 または 埋立容量	600 t / 日	75 t / 日	242k1 / 日
稼働年度 または 供用年度	H6年4月	H6年4月	H12年4月

様式1

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表1

1 地域の概要

(1) 地域名	市川市	(2) 地域内人口	490,145人	(3) 地域面積	56.39 km ²
(4) 構成市	市川市	(5) 地域の要件	人口	面積	沖縄 離島 奄美 豪雪 山村 半島 過疎 その他
(6) 構成市町村に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					

2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標・単位	年	過去の状況・現状（排出量に対する割合）					目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	
排出量	事業系 総排出量（トン）	32,466	32,438	32,847	33,364	32,715	31,374 (H30比 -4.1%)
	1事業所当たりの排出量（トン/事業所）	2.6	2.7	2.8	2.9	2.8	2.7 (H30比 -3.6%)
	生活系 総排出量（トン）	105,539	104,811	102,523	99,908	100,209	94,515 (H30比 -5.7%)
	1人当たりの排出量（kg/人）※1	186.3	181.3	175.8	169.1	170.1	147.3 (H30比 -13.4%)
	合計 事業系生活系排出量合計（トン）	138,005	137,249	135,370	133,272	132,924	125,889 (H30比 -5.3%)
再生利用量	直接資源化量（トン）	8,594 (6.2%)	8,412 (6.1%)	8,091 (6.0%)	8,416 (6.3%)	8,339 (6.3%)	11,547 (9.2%)
	総資源化量（トン）※2	27,796 (19.5%)	27,624 (19.5%)	26,706 (19.1%)	26,600 (19.3%)	25,602 (18.7%)	35,125 (27.0%)
エネルギー回収量	エネルギー回収量 （年間の発電力量 MWh）	44,733 MWh	44,050 MWh	43,373 MWh	42,387 MWh	45,987 MWh	42,388 MWh
	（年間の熱利用量 GJ）	21,741 GJ	21,438 GJ	22,383 GJ	22,408 GJ	24,501 GJ	24,501 GJ
最終処分量	埋立最終処分量（トン）	15,206 (11.0%)	14,843 (10.8%)	14,732 (10.9%)	14,483 (10.9%)	14,198 (10.7%)	7,920 (6.3%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。（添付資料3）

※1 各年度10月1日現在の人口を使用

※2 総資源化量は集団回収量を含む

3 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、廃止、新設の予定

(1) 現有施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工年月	廃止又は休止(予定)年月	解体(予定)年月	想定される浸水深と対策	備考
ごみ処理施設 (不燃・粗大ごみ処理施設)	市川市クリーンセンター	市川市	衝撃剪断併用回転式	75 t/日 (5t)	H6年3月	R12.3廃止予定	未定	浸水深区域(浸水深 0.5m未満) <対策> ・災害時における近隣自治体等との相互支援 ・災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定(県内全市町村) ・災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助協定(千葉県、船橋市、杉戸市、柏市、市川市) ・一般廃棄物処理に係る広域的相互支援実施協定(千葉県、船橋市、杉戸市、柏市、市川市) ・災害発生時等における廃棄物処理等に関する協定(市川市清掃業協同組合、市川市資源回収協同組合、市川市浄化槽清掃協力会、公益財団法人市川市清掃公社)	—
ごみ処理施設 (ごみ焼却処理施設)	市川市クリーンセンター	市川市	全連続燃焼式ストロカ炉	600 t/日 (200 t/日×3炉)	H6年3月	R12.3廃止予定	未定	浸水深区域(浸水深 0.5~3.0m未満) <対策> ・災害時における近隣自治体等との相互支援 ・災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助協定(県内全市町村及び一部事務組合) ・災害発生時等における廃棄物処理等に関する協定(市川市清掃業協同組合、市川市資源回収協同組合、市川市浄化槽清掃協力会、公益財団法人市川市清掃公社)	—
し尿処理施設	市川市衛生処理場	市川市	膜分離高負荷常置業方式	242kl/日	H12年3月	—	—		—

(2) 更新(改良)、新設施設リスト

施設種別	施設名	事業主体	型式及び処理方式	処理能力(単位)	竣工予定年月日	更新(改良)、新設理由	廃棄物処理施設の有無 (解体施設の名前)	想定される浸水深と対策	備考
マテリアリサイクル推進施設 (不燃・粗大ごみ処理施設)	(仮称) 市川市次期クリーンセンター	市川市	破碎、選別	21 t/日 (5t)	R12年3月	既存施設の老朽化、資源化促進、最終処分量削減	有 (市川市クリーンセンター)	浸水深区域(浸水深 0.5m未満) <対策> ・電気室・中央制御室・非常用発電機・タービン発電機など主要な機器及び制御盤・電動機は電力2階以上に設置する。 ・フラットホーム、仄セツトは浸水深以上とする。 ・少なくとも浸水深位までを建造とし、開口部に防水扉を設置する。 (次期クリーンセンター建設準備基本計画(平成29年3月))	次期施設新設に伴う旧施設の解体、跡地利用方法は未定。
エネルギー回収型廃棄物処理施設 (ごみ焼却処理施設)	(仮称) 市川市次期クリーンセンター	市川市	ストロカ方式焼却炉	396 t/日 (132 t/日×3炉)	R12年3月	既存施設の老朽化、資源化促進、最終処分量削減、エネルギー高効率回収	有 (市川市クリーンセンター)		

4 生活排水処理の現状と目標

(単位：人)

指標・単位	年度	過去の状況・現状（排出量に対する割合）							目標
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和7年度		
総人口※		474,340	478,542	482,544	485,767	488,714	486,500		
公共下水道		309,260	316,670	329,100	334,500	337,300	401,200		
コミュニティ・プラント		65.2%	66.2%	68.2%	68.9%	69.0%	82.5%		
農業集落排水施設等		0	0	0	0	0	0		
未処理人口		0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%		
合併処理浄化槽等		71,272	68,879	61,724	60,845	62,317	35,800		
未処理人口		15.0%	14.4%	12.8%	12.5%	12.8%	7.4%		
未処理人口		93,808	92,993	91,720	90,422	89,097	49,500		

※ 各年度末現在の人口

5 浄化槽の整備の状況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容		整備予定基数の内容		備考
		基数(基)	処理人口(人)	基数(基)	処理人口(人)	
浄化槽設置整備事業	市川市	3,306	71,910	35	175	R7

循環型社会形成推進交付金等事業実施計画総括表2

事業種別	事業番号	事業主体 事業名称	規模 単位	事業期間		総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
				開始	終了	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度			
○ マテリアルリサイクル等に関する事業		(仮称) 市川市次期クリーンセンター施設整備事業	21 t/日	R6	R6	149,607	0	0	0	0	149,607	0	0	0	0	0	0	全体事業はR6~R11
						149,607	0	0	0	0	149,607	0	0	0	0	0		
						149,607	0	0	0	0	149,607	0	0	0	0	0		
○ エネルギー回収等に関する事業		(仮称) 市川市次期クリーンセンター施設整備事業	396 t/日	R6	R6	819,942	0	0	0	0	819,942	0	0	0	0	0	0	全体事業はR6~R11
						819,942	0	0	0	0	819,942	0	0	0	0	0		
						819,942	0	0	0	0	819,942	0	0	0	0	0		
○ 浄化槽に関する事業	1	浄化槽設置準備事業	35 基	R2	R6	39,340	7,868	7,868	7,868	7,868	7,868	29,190	5,838	5,838	5,838	5,838	5,838	
						39,340	7,868	7,868	7,868	7,868	7,868	29,190	5,838	5,838	5,838	5,838		
						39,340	7,868	7,868	7,868	7,868	7,868	29,190	5,838	5,838	5,838	5,838		
○ 施設整備に関する計画支援事業	1	事業番号1に係る計画支援事業	-	R4	R6	37,103	0	0	3,498	22,620	10,985	36,346	0	0	3,498	22,620	10,228	
						37,103	0	0	3,498	22,620	10,985	36,346	0	0	3,498	22,620	10,228	
						37,103	0	0	3,498	22,620	10,985	36,346	0	0	3,498	22,620	10,228	
○ 施設整備に関する計画支援事業	2	事業番号2に係る計画支援事業	-	R4	R6	1,045,992	7,868	7,868	11,366	30,488	988,402	65,536	5,838	9,336	28,458	16,066	事業費は、計画支援事業番号に含まれる。	
						1,045,992	7,868	7,868	11,366	30,488	988,402	65,536	5,838	9,336	28,458	16,066		
						1,045,992	7,868	7,868	11,366	30,488	988,402	65,536	5,838	9,336	28,458	16,066		
合計																		

施設概要(マテリアルリサイクル推進施設系)

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	市川市
(2) 施設名称	(仮称)市川市次期クリーンセンター(マテリアルリサイクル推進施設)
(3) 工期	令和6年度 (全体:令和6年度～令和11年度)
(4) 施設規模	処理能力 21t/日
(5) 処理方式	破碎・選別方式
(6) 地域計画内の役割	既存施設老朽化への対応、資源物の有効利用の推進
(7) 廃焼却施設の 解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無
(8) 総事業計画額	149,607千円(全体: 4,084,420 千円) うち、交付対象事業費 0千円(全体: 3,351,809 千円)

施設概要(エネルギー回収施設系)

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	市川市	
(2) 施設名称	(仮称)市川市次期クリーンセンター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)	
(3) 工期	令和6年度 (全体: 令和6年度~令和11年度)	
(4) 施設規模	処理能力 396t/日(132t/日×3炉)	
(5) 形式及び処理方式	ストーカ方式	
(6) 余熱の利用計画	1. 発電の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 2. 熱回収の有無 <input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無 (熱利用率 20.5%以上)	
(7) 地域計画内の役割	既存施設老朽化への対応及び、熱エネルギーの積極的回収と有効利用を推進し、循環型社会の形成に貢献する。	
(8) 廃焼却施設の解体工事の有無	<input checked="" type="radio"/> 有 ・ 無	
「灰溶融施設」を整備する場合		
(9) スラッグの利用計画		
「高効率原燃料回収施設」を整備する場合		
(10) 発生ガス回収効率及び発生ガス量	1. 発生ガス回収効率	Nm ³ /t
	2. 発生ガス量	Nm ³ /日
(11) 回収ガスの利用計画		
(12) 総事業計画額	819,942千円(全体: 37,741,898 千円) うち、交付対象事業費 0千円(全体: 28,302,170 千円)	

施設概要（浄化槽系）

都道府県名 千葉県

(1)	事業主体名	市川市
(2)	事業名称	浄化槽設置整備事業
(3)	事業の実施目的及び内容	生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全及び公衆衛生の向上に寄与することを目的とする。
(4)	事業期間	令和2年度～令和6年度
(5)	事業対象地域の要件	浄化槽設置整備事業実施要綱第3(1)による。 第3(1)事業の対象となる地域のうち、ア(イ)及びイ(イ) 水質汚濁防止法第十四条の八に規定する生活排水対策重点地域
(6)	事業計画額	交付対象事業費 29,190千円

○ 事業計画額の内訳及び浄化槽の整備規模

【浄化槽設置整備事業の場合】

区分	交付対象基数 (175 人分)	基準額	対象経費 支出予定額	交付対象 事業費
5人槽	35基 (175 人分)	29,190千円	39,340千円	29,190千円
6～7人槽	基 (人分)			
8～10人槽	基 (人分)			
11～20人槽	基 (人分)			
21～30人槽	基 (人分)			
31～50人槽	基 (人分)			
51人槽以上	基 (人分)			
浄化槽整備 効率化事業費	台帳作成費			
	計画策定等調査費			
合計	35基 (175 人分)	29,190千円	39,340千円	29,190千円

循環型社会形成推進地域計画 内訳表(浄化槽系)

集計表

浄化槽設置整備事業				浄化槽市町村整備推進事業			
区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額	区分	基数	交付対象事業費	対象経費支出予定額
5人槽	35基	29190千円	39340千円	5人槽	0基	0千円	0千円
6～7人槽	0基	0千円	0千円	6～7人槽	0基	0千円	0千円
8～10人槽	0基	0千円	0千円	8～10人槽	0基	0千円	0千円
11～20人槽	0基	0千円	0千円	11～15人槽	0基	0千円	0千円
21～30人槽	0基	0千円	0千円	16～20人槽	0基	0千円	0千円
31～50人槽	0基	0千円	0千円	21～25人槽	0基	0千円	0千円
51人槽以上	0基	0千円	0千円	26～30人槽	0基	0千円	0千円
				31～40人槽	0基	0千円	0千円
				41～50人槽	0基	0千円	0千円
				51人槽以上	0基	0千円	0千円

浄化槽設置整備事業(単独転換)
○対象経費支出予定額の内訳

【参考資料様式7 補足資料】

人槽区分	5人槽
基数	35

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
9730千円	9730千円	9730千円	10150千円	39340千円
合計29190千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
15540千円	10500千円	3150千円	10150千円	39340千円
()基	()基			

人槽区分	6~7人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基	()基			

人槽区分	8~10人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基	()基			

人槽区分	11~20人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基	()基			

人槽区分	21~30人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基	()基			

人槽区分	31~50人槽
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基	()基			

人槽区分	51人槽以上
基数	

対象経費支出予定額(千円)				合計
交付対象事業費			その他 (市単費等)	
うち国費	うち県費	うち市町村費		
				0千円
合計0千円				

対象経費支出予定額(千円)				合計
本体にかかる 工事費	宅内配管	撤去費	その他	
				0千円
()基	()基			

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	市川市
(2) 事業目的	マテリアルリサイクル推進施設整備のため
(3) 事業名称	(仮称)市川市次期クリーンセンター(マテリアルリサイクル推進施設)整備に係る整備運営事業者選定支援事業
(4) 事業期間	令和4年度～令和6年度
(5) 事業概要	事業者選定アドバイザー

(6) 事業計画額	37,103千円 うち交付対象事業費 36,346千円
-----------	--------------------------------

計 画 支 援 概 要

都道府県名 千葉県

(1) 事業主体名	市川市
(2) 事業目的	エネルギー回収型廃棄物処理施設整備のため
(3) 事業名称	(仮称)市川市次期クリーンセンター(エネルギー回収型廃棄物処理施設)整備に係る整備運営事業者選定支援事業
(4) 事業期間	令和4年度～令和6年度
(5) 事業概要	事業者選定アドバイザー

(6) 事業計画額	————
-----------	------

※事業計画額はマテリアルリサイクル推進施設整備に係る計画支援事業の事業計画額に含む